

事務局長	係長	係

## 第 29 回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分～ 9 時 2 5 分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2 階）
3. 出席者 （7 名）
 

委員	永尾 敏行	農地利用最適化推進委員	山崎 和幸
委員	山下 洋一		
委員	梶原 一郎		
委員	吉村 尚子		
委員	中島 英昭		
委員	武村 哲也		
委員	竹下 砂男		
4. 欠席者 （ 2 名）
 

農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
 

委員	■	番	■■■■■	委員	■	番	■■■■■
----	---	---	-------	----	---	---	-------
  - 第 2 【議案第 14 号】 農用地利用集積等促進計画（案）への意見について  
 【議案第 15 号】 農地法第 3 条の規定による所有権の移転について（1 件）
6. その他
 

総会冒頭に佐賀県農業公社徳永氏より農業新聞及び農業者年金の説明
7. 農業委員会事務局
 

事務局長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
書 記	野村 有加里

## 8、会議の内容

事務局長           おはようございます。ただ今から令和7年度第29回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は■■■会長をお願いいたします。

                    本日は、佐賀県農業会議より徳永氏が農業新聞、農業者年金の推進、説明に来られていますので会議の前に説明をお願いします。  
                    【説明資料持参要点を説明】

議    長           おはようございます。管内の稲刈りもほぼ無事に終わりました。本日は議事が2件でありますが最後まで慎重、審議をお願いします。これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

                    (異議なしの声あり)

議    長           それでは議事録署名委員は■■番■■■■委員と■■番■■■■委員をお願いをいたします。なお、本日の議事録書記には■■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第14号農用地利用集積等促進計画(案)への意見について議題に供します。事務局から議案第14号の朗読と説明をお願いいたします。

事 務 局           【以下、議案第14号農用地利用集積等促進計画(案)への内容の朗読及び説明】

                    それでは説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。今回は、権利設定する方は所有者が■■■■氏、相続人代表者で■■■■氏の奥様です。農業公社を通して下大町の■■■■氏が借りられます。■■■■氏が亡くなられたので契約代表者が変わるため、今まで借りられていた分を農業公社の方に切り替えられます。現在、耕作の方をされている方で実質更新のような形となります。権利者が亡くなられた事で契約代表者が変わるため、これを機に今まで借りられていた分を農業公社に切り替えられる案件となります。場所は大町町大字大町二本黒木箆■、現況地目は田となります。面積は■■■■㎡、利用内容、賃借権(米・大豆・麦)契約始期は令和8年1月1日～終期令和12年12月31日、在続期間は5年、賃借■■a当たり■■■■円年額■■■■円で所有者は■■■■円、借受人■■■■円農業公社の方に手数料がかかります。

もう一件は、3 ページ目ですが権利設定者は、■■■■■■■■在住■■■■■■氏で農業公社を通して■■■■の■■■■■■氏が借受人となります。今まで利用権設定をしていたので更新となります。こちらは、「物納」ですので手数料等はおかかりません。

1 ページ目に戻っていただきまして、何方もすでに耕作をされていて実質的には更新の形になり農業者としては適切と思います。ご審議の方を宜しく申し上げます。

議 長                   この件につきまして何かご意見はございますか。

(質問・意見等なし)

議 長                   それでは採決いたします。議案第 14 号農用地利用集積等促進計画(案)への意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長                   議案第 14 号農用利用地集積等推進計画(案)について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは、続きまして、議案第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について(1 件)に対する意見聴取について事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局               それでは、4 ページをご覧ください。  
令和 7 年 10 月 8 日に申請がありました分の説明をいたします。  
【以下、議案第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について内容を朗読及び説明】譲渡人・■■■■■■在住の■■■■■■氏、譲受人・町内大谷口、■■■■■■氏に譲渡となります。地目が畑で■■■■m<sup>2</sup>です、所在番地大字福母字中尾■■■■■■番地■■■■今回は無償での譲渡となります。次に 5 ページ目をご覧ください。権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容について、許可後に無償にて所有権を移転する贈与契約を締結する。手続き費用は譲渡人が負担する。次に 6 ページから 8 ページをご覧ください。一般申請事項の説明。それでは、別紙の「3 条に関わる意見書の許可基準調査書」を御覧ください。1.権利の種類ですが、今回は所有権の移転となっております。続いて 2.農地法第 3 条第 2 項該当の有無です。第 1 号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、現在農業者で農業機具を所有

されており全ての農業を耕作すると認められる。第2号については法人ではありません。第3号は信託の引き受けではありません。第4号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は、聞き取りにより常時従事すると認められるので該当しません。第5号につきましては貸付、質入れ等ではございませんので該当しません。第6号権利を取得しようとする者の耕作内容、農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合については、現在は何も作られていませんがこれから管理をされて野菜を栽培されるので、利用状況には影響はないですので意見は無いかと思えます。現在の利用状況からは変化はなく、周辺農地の総合的な利用の確保に支障はございません。以上により許可相当ではないかと思われますので意見書の方を作成しております。下の資料3の方ですが使用賃借権や賃貸権の場合に記載するので該当はありません。以上によりご審議のほど宜しくお願いします。

議長 先日、現地確認を行いました。航空写真の通りです。それでは、何かご意見等がありますか。

中島委員 現在はもう譲受人の■■■■氏が管理をされているのでしょうか。

事務局 草払い程度はしてもらっているかと思えます。

事務局 航空写真で確認して家を挟んでL字型の場所は、今回の譲受人の■■■■氏が手入れをされ道を挟んで自宅が近いので元々から今回譲り受けられた土地も草刈り等手入れをされていた。

議長 他に何かございますか。

中島委員 12ページの写真で赤枠の右側の土地は宅地ですか農地ですか小屋もありますが。

事務局 この農地の一角が宅地の方に含まれています。小屋の方も宅地に含まれています。昔の話しを聞いていたら■■氏はこの畑の作業をするために小屋を建てられているそうです。本人も宅地ではなく畑と思われていたそうです。字図で確認すると宅地になって

います。

中島委員 敷地全体の真ん中に家がありますがこの上の土地も宅地ですね

議 長 この家は遠方の方の家と聞きましたが。

事務局 ■■県の方の家と聞いてはいますが。その方もこの土地にはほとんど来られていないそうです。住んでもいらっしやらないそうです。

議 長 他に何か意見はございますか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について (1 件) について、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長 他になければこれで終わります。閉会をお願いします。

副議長 それではこれをもちまして、第 29 回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、12 月 3 日 (水) に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員